

農地法申請書添付書類一覧表

※申請農地に貸借が設定されている場合は契約を解除後の申請となります。 飯島町農業委員会事務局

必要書類	必要部数				留意事項等	
	3条	4条	5条			
			個人	法人		
① 許可申請書	1	2	2	2	別紙申請書様式	
② 土地の登記事項証明書	1	2	2	2	全部事項証明書(法務局)。土地所有者の氏名・住所が申請書の記載内容と異なる場合は、⑫の書類を添付	
③ 位置図、付近状況図	1	2	2	2	道路・鉄道・公共施設等を記入し申請地を明示(住宅地図の写し等)	
④ 公図	1	2	2	2	隣接土地まで写し、地目・所有者氏名を記入(法務局) インターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可	
⑤ 建物配置図		2	2	2	公図写に建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を明示 駐車場の場合、車の配置状況を明示	
⑥ 建物設計図		2	2	2	建物等の設計図(平面図、立面図)	
⑦ 預金残高証明書、 又は融資証明書		2	2	2	事業実行に関する資金の裏づけとなる書類	
⑧ 法人の登記事項証明書				2	全部事項証明書	
⑨ 法人定款				2	原本証明したもの	
⑩ 事業計画書				2	事業内容及び資金計画 (資金の調達方法、金額、使用計画等)を記載したもの	
⑪ 工事工程表				2	事業計画面積が5,000㎡以上のもの (その他は申請書記載で可)	
その他必要な書類(下記に該当する場合に必要)						
⑫	申請面積に関する理由書、解説図面(⑤に追加)		2	2	2	家庭菜園の場合、縦横距離を明示、申請書に作付予定作物を記入 不整形地、傾斜地で法面等がある場合、図面上に明記
	住民票	1	2	2	2	譲受人が飯島町民以外の場合 譲渡人の住所が土地登記事項証明書の記載と異なる場合
	太陽光発電が目的の転用			2	2	経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写 電力受給契約申込書の写(受付印が押されたもの) 接続制限がかかっていない地域の場合は接続検討に対する回答書の写
	委任状	1	1	1	1	代理人による申請をする場合
	相続関係書類					土地所有者が既に亡くなっている場合(相続が済んでいない場合) 遺産分割協議の書面がある場合はそれでも可能
	戸籍謄本類	1	2	2	2	亡くなった方の戸籍謄本、除籍謄本等(出生から死亡まで)
	戸籍謄本	1	2	2	2	相続人全員のもの
	同意書(実印押印)	1	2	2	2	相続人全員のもの
	印鑑証明書	1	2	2	2	相続人全員のもの
	⑬ 地元農業委員確認書	1	1	1	1	上記申請書類が全て揃った後持参し、確認をもらう

(注意事項)

- 1 提出書類2部のうち1部は、コピーで可能です。(許可申請書以外)
- 2 案件の内容などにより、上記以外に添付書類を必要とする場合があります。
- 3 申請書受付期間 毎月1日～10日 午前8時30分～午後5時15分
(平日のみ受付します。10日が土・日・祝日の場合、直前の開庁日になります。)
- 4 許可の時期(目安) 3条…月末 4条、5条…翌月の20日前後